

令和 3 年（2021 年） 3 月 31 日

各児童発達支援事業所 管理者 様
各医療型児童発達支援事業所 管理者 様
各放課後等デイサービス事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

障害児通所支援における個別サポート加算（Ⅰ）の取扱いについて

平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月からの報酬改定により、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児への支援を充実させるため、児童発達支援、医療型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）及び放課後等デイサービスにおいて、個別サポート加算（Ⅰ）が創設されました。

つきましては、これに伴う本市の対応を下記のとおりといたしますので通知いたします。関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1 個別サポート加算（Ⅰ）の概要

児童発達支援等及び放課後等デイサービスにおいて、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い障がい児に対し、支援を行った場合に 1 日につき 100 単位を加算する。ただし、主として重症心身障害児が利用する児童発達支援と放課後等デイサービス事業所において、重症心身障害児の基本報酬区分を算定する児童については、当該加算を算定することが出来ないことからご留意ください。なお、当該加算の算定要件の詳細については、厚生労働省告示（別添 1）によりご確認ください。

2 個別サポート加算（Ⅰ）の要件

(1) 児童発達支援等

日常生活動作（食事、排せつ、入浴及び移動）と行動障がい及び精神症状（多動、集団への不適応等）に関する項目のうち、一定の要件に当てはまる児童

(2) 放課後等デイサービス

日常生活動作（食事、排せつ、入浴及び移動）と行動障がい（コミュニケーション、不安定な行動等）に関する項目のうち、一定の要件に当てはまる児童

※ 当該加算の対象者要件の詳細については、厚生労働省告示（別添2）によりご確認ください。

3 加算対象者の確認方法

(1) 児童発達支援等

- ① 区保健福祉部は、2-(1)の要件を満たす児童について、通所支援受給者証（以下「受給者証」という。）に「個別サポートⅠ」と記載し、保護者に交付する。
- ② 事業所は、保護者から受給者証の提示を受け、「個別サポートⅠ」と記載されていることを確認する。

(2) 放課後等デイサービス

- ① 区保健福祉部は、当該通知発出後に支給決定を行う場合は、2-(2)の要件を満たす児童について、受給者証に「個別サポートⅠ」と記載し、保護者に交付する。
- ② 既支給決定者について、当該加算の対象者要件が、現行の指標該当児（区分1）と同一であり、既支給決定者の受給者証に印字されている「区分1」の「個別サポートⅠ」への書き換えは行わないため、次回更新時まで、加算対象者は、受給者証に「区分1」と記載されている。
- ③ 事業所は、保護者から受給者証の提示を受け、受給者証に「区分1」又は「個別サポートⅠ」と記載されていることを確認する。

4 別添資料

- (1) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）（抜粋）・・・別添1
- (2) 厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）（抜粋）・・・別添2

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係 TEL011-211-2938 Fax 011-218-5181 E-mail: sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
--